**平成２７年（フ）第１２７３号**
名古屋市昭和区鶴舞２丁目10番23号　市営小針荘206号
債務者　浅井　　一
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１３２７号**
愛知県あま市新居屋鶴田153番地
債務者　嶋貫伸一郎
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１４５１号**
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘25棟201号
債務者　佐藤　博士
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１４５２号**
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘25棟201号
債務者　佐藤　直美（旧姓稲田・定池）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１４６７号**
名古屋市港区七番町５丁目14番地　ブランシュ東海通413号
債務者　山田　智美
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１５０１号**
愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷１番地２
債務者　四條　和美
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１５２１号**
愛知県小牧市大字小牧原新田1677番地１　Ｂｅｒｃｅｒ207号
債務者　黒井依津望
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１５３９号**
名古屋市中村区名駅南３―11―22　ドーミー名駅南管理室、住民票上の住所三重県伊勢市一之木５丁目６番３号　ベル・ハイツ105号
債務者　許斐　優子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２０９号**
兵庫県姫路市千代田町581番地、従前の住所兵庫県姫路市御立中４丁目12番３号
債務者　糀屋　美鈴
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第３６３号**
兵庫県加古郡稲美町国岡624番地の６　パルテールⅡ202号、従前の住所兵庫県明石市和坂１丁目14番８号　アークビレッジⅡ103号
債務者　大槻　知子（旧姓榮永）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２７年（フ）第１８９号**
広島市南区段原南１丁目７番13―302号
債務者　大林　貴光
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第６５２号**
広島市安佐南区東原１丁目９番57―101号セントラルリバーＣ
債務者　木森　由子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第６７７号**
広島市南区金屋町４番５―403号
債務者　段　　誉明
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２４号**
山口県長門市日置上2657番地
債務者　小野貴久雄
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　山口地方裁判所萩支部

**平成２７年（フ）第１０７号**
山口県下関市大字綾羅木166番地１　ボヌールランド　フリージア　102号
債務者　川津　佳菜（旧姓岩戸）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２７年（フ）第５２１号**
北九州市門司区東門司２丁目11番13号
債務者　野中　智人
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第５２８号**
北九州市小倉南区下城野３丁目４番６―204号
債務者　尾倉慎一郎
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部